

長野県教育委員会告示第6号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第25条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県無形民俗文化財に指定します。

令和2年9月28日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名称	員数	所在地	所有者の住所及び名称
銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3 軀	長野市安茂里小市3丁目45番8号	長野市安茂里小市3丁目45番8号 宗教法人 無常院
木造阿弥陀如来立像	1 軀	飯山市大字飯山2029番地	飯山市大字飯山2029番地 宗教法人 忠恩寺

2 長野県無形民俗文化財に指定する文化財

名称	所在地	保存団体の住所及び名称
須坂祇園祭	須坂市	須坂市大字須坂字芝宮1048番地 芝宮墨坂神社氏子総代会

文化財・生涯学習課

選告示第20号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

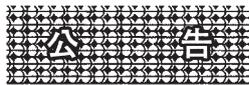
令和2年9月28日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「養護老人ホーム 木曾寮 木曾郡上松町大字萩原2404-1」を
 「特別養護老人ホームやまりきの郷 飯田市鼎下山1206番地1
 養護老人ホーム 木曾寮 木曾郡上松町大字萩原2404-1」に改める。

選挙管理委員会



公告

令和2年9月16日、五郎兵衛用水土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年9月28日

長野県佐久地域振興局長 吉 沢 久

農地整備課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和2年9月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。)又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
11月8日 (日)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名
11月12日 (木)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047番地穂高会館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	35名
11月19日 (木)	午後1時から 午後4時まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436番地1 飯山市公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	35名
11月26日 (木)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市材木町一丁目2番3号 上田市中央公民館 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や定員変更となる場合あり】	30名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

令和2年9月28日

長野県公安委員会

1 講習の日時及び場所

区分	期日	時間	場所
駐車監視員資格者講習	令和2年11月19日(木)及び11月20日(金)	午前8時30分から 午後5時15分まで	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁議会棟403号会議室
”(修了考査)	令和2年11月27日(金)	午前9時から 午前11時30分まで	

2 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真(申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼って、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(長野県庁9階)に持参してください。

(2) 受付期間

令和2年10月5日(月)から10月23日(金)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

(3) 手数料

講習手数料(2万円)は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

3 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(電話 026-234-9921)にしてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課